

医療費と税

あなたが、自分や同居の家族のために多額の医療費を支払ったときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

〔医療費の支払額〕－〔保険金などで補てんされる金額〕－〔十万円または合計所得金額の5%のうちどちらか少ない金額〕＝医療費控除額(最高二百万円)

診療や治療などを受けるために直接必要な費用や、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が医療費に該当しますが、健康診断や美容整形の費用など医療費にならないものもあります。

また、おむつ代については、役場税務室まで照会して下さい。

なお、控除を受ける際には、領収書などを確定申告書に添付する必要があります。領収書などを、あらかじめ整理してご持参下さい。

介護保険に係る入所等の費用も対象になります。(介護保険給付対象のもの)
○要介護1以上と認定された方の指定介護老人福祉施設入所費用に係る自己負担分の五割に相当する額

○在宅介護サービス費用の自己負担額

※所定の領収証の添付が必要です。

保険と税

●保険料を支払ったときは

生命保険や個人年金保険の保険料を支払うと「生命保険料控除」として、また、火災保険などの損害保険の保険料を支払うと「損害保険料控除」として、所得税や住民税を計算するときに所得金額から控除されます。

●保険金を受け取ったときは

〔生命保険〕

保険金を受け取る場合、その保険金の支払原因(死亡・満期等)は何か、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって、課税関係が異なります。夫婦の関係でみると、左表のようになります。

事例	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
①	夫	夫	夫	満期	夫の一時所得
②	夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③	妻(契約者)	夫	妻	満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税(生命保険契約に関する権利)
④	妻	夫	夫	満期 妻の死亡	夫の一時所得

〔損害保険〕

損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税関係が異なりますが、保険をかけていた人が、建物の焼失や身体の障害・疾病を原因とし受け取る保険金には、原則として課税されません。

要介護認定者の障害者控除の取扱いについて

要介護認定者が所得税(住民税)の障害者控除を受けられる場合は、町長の認定書が必要です。

この認定書がない場合は障害者として障害者控除が受けられませんが、

所得税等確定申告までに、総合生活相談室に印鑑を持参し、障害者控除認定書の発行を受け、障害者控除(要介護1～3までの認定者は一般障害者控除、四及び五の認定者は特別障害者控除)

パート収入と世帯収入

夫に所得があり、妻がパートで働く場合、夫については左表のとおり『配偶者控除』または『配偶者特別控除』が受けられます。たとえば、妻がパートで働いて百三万円を超える給与収入を得る場合でも、夫の配偶者特別控除の額は、なだらかに減少することになります。

従って、妻のパートによる収入が一定額以上になると、かえって世帯全体の手取りが減少するという「手取りの逆転現象」は、税の面では解消されています。

配偶者控除と配偶者特別控除の関係

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額	合計
103万円以下	3 8	万円	3 8
103万円超 105万円未満	—	3 8	3 8
105万円以上 110万円未満	—	3 6	3 6
110万円以上 115万円未満	—	3 1	3 1
115万円以上 120万円未満	—	2 6	2 6
120万円以上 125万円未満	—	2 1	2 1
125万円以上 130万円未満	—	1 6	1 6
130万円以上 135万円未満	—	1 1	1 1
135万円以上 140万円未満	—	6	6
140万円以上 141万円未満	—	3	3
141万円以上	—	—	—

